

船舶事故等調査報告書

平成25年8月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013門第20号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成25年2月16日（土） 23時20分ごろ
発生場所	福岡県福岡市能古島南西岸 福岡市所在の唐泊港第1防波堤灯台から真方位120.5° 3.9海里（M）付近 （概位 北緯33° 36.5′ 東経130° 17.9′）
事故等調査の経過	平成25年2月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーモーターボート 秋月Ⅱ、5トン未満（長さ5.22m）
船舶番号、船舶所有者等	292-35732福岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	プロペラ翼に欠損
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、平成25年2月16日22時ごろ、福岡市名柄川河口の係留地を出港し、係留地の北西方約5Mに位置する福岡市唐泊漁港に向けて航行していた。</p> <p>本船は、和船型で船外機を動力とし、船外機のレバーとスロットルにより、操船を行うものであり、マグネットコンパスやGPSプロッターなどの航海計器はなかった。</p> <p>船長は、本船の船尾付近に右舷方を向いて座り、右手で船外機のレバーを握って顔を船首方に向けた状態で操船を行い、目視のみで街明かりなどを頼りにしながら、唐泊漁港に向かう大体の方向を目指して北西進し、近くに迫っている島が能古島だと思っていたところ、23時20分ごろ、本船が、能古島南西岸の浅所に乗り揚げて船外機が停止した。</p> <p>船長は、船外機の始動を幾度か試みたが、始動することができなかったため、自力離礁を断念し、携帯電話で118番に事故の発生を通報するとともに、救助を要請した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1m、潮汐 上げ潮の中央期</p>
その他の事項	<p>本船の喫水は、船首約0.3m、船尾約0.7mであった。</p> <p>本船は、法定灯火設備を備えておらず、船長は、本船の船舶検査証書のその他の航行条件欄に日没から日出までの間の航行を禁止する旨が記載されていることを知らなかった。</p>

	<p>船長は、平成25年2月14日に本船を購入したのち、本事故発生までに2～3回本船を運航した以外には、小型船を操船した経験がなかった。</p> <p>船長は、海図等を使用した航行予定海域の水路状況の確認を行っていなかった。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用しておらず、本船に備え付けてもいなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、福岡市沖を北西進中、船長が、名柄川河口から唐泊漁港に至る航行予定海域の水路状況を把握せず、目視のみで街の灯火を頼りに航行したことから、能古島に接近していることに気付かず、能古島南西岸の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、福岡市沖を北西進中、船長が、航行予定海域の水路状況を把握せず、目視のみで街の灯火を頼りに航行したため、能古島南西岸の浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法定備品を備え、また、船舶検査証書に示された航行上の条件欄を読み、記載された条件を遵守すること。 ・ 海図等を使用して事前に航行予定海域における水路状況の調査を十分に行うこと。 ・ 知識と経験に応じた運航に徹することが望ましい。